

埼玉県市町村立学校職員の人事評価に関する規則

(平成17年11月15日埼玉県教育委員会規則第29号)

(原文縦書き)

(趣旨)

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第四十四条の規定に基づいて市町村（組合を含む。以下同じ。）教育委員会が行う県費負担教職員（以下「職員」という。）の人事評価について必要な事項を定めるものとする。

(人事評価の目的)

第二条 人事評価は、公正な人事管理に資するとともに、職員の資質及び能力の向上を図ることにより学校の教育力を高め、もって職員が協力して児童及び生徒を伸び伸びと健やかに成長させることを目的とする。

(人事評価の対象となる職員)

第三条 人事評価は、埼玉県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）の定める者を除き、すべての職員について実施するものとする。

(人事評価の種類及び基準日)

第四条 人事評価は、定期評価、特別評価及び臨時評価とする。

2 定期評価は、毎年二月一日を基準日として実施するものとする。

3 特別評価は、条件附採用の期間中の職員について、当該職員の条件附採用の期間開始後四月（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十二条第一項の規定の適用を受ける職員については、十月）を経過した日を基準日として実施するものとする。

4 臨時評価は、県教育長又は市町村教育委員会教育長（以下「市町村教育長」という。）が特に必要があると認める職員について随時これを実施するものとする。

5 県教育長は、公正な人事評価を実施することができないと認められる場合にあっては、第二項又は第三項の規定による定期評価又は特別評価の基準日を変更することができる。

(評価期間)

第五条 人事評価の対象となる期間（以下「評価期間」という。）は、県教育長が定める。

(評価者)

第六条 職員の人事評価を行う者は、次の表の上欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める第一次評価者及び同表の下欄に定める最終評価者とする。

区 分	第一次評価者	最終評価者
校長	市町村教育長が指定する者	市町村教育長
副校長及び教頭	職員の所属する学校の校長	市町村教育長が指定する者

主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭（共同調理場（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第六条に規定する施設をいう。以下同じ。）に所属する者を除く。）、助教諭、養護助教諭、講師、学校栄養職員（共同調理場に所属する者を除く。）及び事務職員	職員の所属する学校の副校長又は教頭	職員の所属する学校の校長
共同調理場に所属する栄養教諭及び学校栄養職員	市町村教育長が指定する者	市町村教育長が指定する者

（人事評価の方法）

第七条 職員は、市町村教育長が定める日までに、評価期間における自らの職務上の目標を設定し、県教育長が定める様式の評価書に記載するものとする。

2 職員は、当該評価期間における職員が設定した目標の達成状況（以下「実績」という。）、職務遂行の過程で発揮された能力及び執務姿勢（以下「行動プロセス」という。）並びに職務遂行の過程における他の職員とのコミュニケーション及び協働に関する行動（以下「チームワーク行動」という。）について自ら評価を行い、その結果を評価書に記載し、第一次評価者に提出するものとする。

3 第一次評価者は、前項の規定による評価書の提出があったときは、県教育長が定める評価の基準に基づき、当該評価期間における職員の実績、行動プロセス及びチームワーク行動について評価を行い、その結果を評価書に記載し、最終評価者に提出するものとする。

4 最終評価者は、前項の規定による評価書の提出があったときは、県教育長が定める評価の基準に基づき、当該評価期間における職員の実績、行動プロセス及びチームワーク行動について評価を行い、その結果を評価書に記載するものとする。

5 最終評価者は、最終評価者が市町村教育長である場合を除き、市町村教育長が定める日までに、前項の規定により評価の結果を記載した評価書を市町村教育長に提出するものとする。

6 職員が校長、副校長又は教頭である場合における第二項から第四項までの規定の適用については、第二項中「職員が設定した目標の達成状況（以下「実績」という。）、職務遂行の過程で発揮された能力及び執務姿勢（以下「行動プロセス」という。）並びに職務遂行の過程における他の職員とのコミュニケーション及び協働に関する行動（以下「チームワーク行動」という。）」とあるのは「職員が設定した目標の達成状況（以下「実績」という。）並びに職務遂行の過程で発揮された能力及び執務姿勢（以下「行動プロセス」という。）」と、第三項及び第四項中「実績、行動プロセス及びチームワーク行動」とあるのは「実績及び行動プロセス」とする。

7 前各項の規定にかかわらず、特別評価及び臨時評価の方法は、県教育長が定める。

（市町村教育長による調整）

第八条 市町村教育長は、人事評価の適正な実施を確保するため、最終評価者が評価書に記載した評価の結果（以下「最終評価結果」という。）を調整することができる。

（報告）

第九条 市町村教育長は、最終評価結果（前条の規定により市町村教育長が調整を行

った場合にあっては、当該調整後の評価の結果。以下同じ。)を当該市町村教育委員会に報告するものとする。

- 2 市町村教育委員会は、人事評価を実施したときは、その結果を速やかに県教育長が定める様式により、埼玉県教育委員会に報告するものとする。

(最終評価結果の効力)

第十条 最終評価結果は、当該評価期間中の職員の勤務成績を示すものとする。

- 2 最終評価結果は、あらためて人事評価が実施されるまでの間、当該評価期間に引き続く期間におけるその職員の勤務成績を示すものとみなす。

(評価書の保管)

第十一条 評価書は、市町村教育長が保管するものとする。

(評価書の取扱い)

第十二条 評価書に記載された事項は、秘密に属する事項として取り扱われなければならない。ただし、最終評価結果については、職員に開示するものとする。

(苦情の申出)

第十三条 職員は、前条ただし書の規定により開示された最終評価結果について苦情がある場合には、市町村教育長に申し出ることができる。

(会計年度任用職員の人事評価)

第十四条 地方公務員法(昭和二十五年法第二百六十一号)第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員の人事評価の実施については、第四条から前条までの規定にかかわらず、埼玉県教育委員会が別に定める。

(委任)

第十五条 この規則に定めるもののほか、人事評価の実施について必要な事項は、県教育長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

(埼玉縣市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の廃止)

- 2 埼玉縣市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則(昭和三十三年埼玉県教育委員会規則第二号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 平成十八年三月三十一日において前項の規定による廃止前の埼玉縣市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則(以下「廃止前の規則」という。)第三条第三項の規定による条件評定が実施されていない条件附採用の期間中の職員については、第四条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 廃止前の規則の規定によりされた勤務評定に係る勤務評定書の効力については、この規則による人事評価が実施されるまでの間は、なお従前の例による。

附 則(平成十八年三月三十一日教育委員会規則第三十五号)

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則(平成二十一年三月三十一日教育委員会規則第二十二号)

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則(平成二十八年四月一日教育委員会規則第十九号)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則(令和三年二月十六日教育委員会規則第三号)

この規則は、令和三年四月一日から施行する。